

第 7 回繊維産業技能実習事業協議会
フォローアップ調査回答集計結果（4 / 24 現在）

日本繊維産業連盟

- アンケート回答数：1, 661 社
前回（12/14）1, 239 社

I - 1. 技能実習関係

① 技能実習の実施（義務）

技能実習を受け入れているすべての企業で、「技能実習計画に従った技能実習がなされている。」「技能実習日誌が作成されている。」との回答があった。

② 技能実習責任者講習の受講（義務、ただし 2020.3.31 までは経過期間中）

技能実習を受け入れている企業のうち、約 30% の企業から「受講していない。」との回答があった。

対応 法令に定めた期間内で受講できるよう、前もって受講計画を立てておくことが望ましい。

③ 技能実習指導員（任意）、生活指導員（任意）、実習生管理者の講習・研修の受講（任意）

技能実習を受け入れている企業のうち、約半数の企業から「受講していない。」との回答があった。

対応 行っていない企業においては、今後行うことが望ましい。

④ 実習生の管理（義務）

技能実習を受け入れているすべての企業から「不適切な方法による技能実習生の管理を行っていない。」との回答があった。

⑤ 地域社会との共生（任意）

技能実習を受け入れている企業のうち、殆どの企業が「日本語教育を行っている」、「地域社会との交流・日本文化を学ぶ機会を設けている」との回答があった。

対応 行っていない企業においては、今後行うことが望ましい。

I－2. 技能実習関係・労働関係法令の遵守

① 労働条件の明示、賃金台帳の作成、労働時間管理の適正化、賃金支払、割増賃金支払、労働時間等、健康診断の実施、労働保険・社会保険 (すべて義務)

技能実習を受け入れているすべての企業で、「適切に実施されている。」との回答があった。

② 安全衛生教育（義務）

技能実習を受け入れている企業のうち、一部企業で、「安全衛生教育実施記録がない。」との回答があった。安全衛生教育に関しては、その実施を示す証拠書類は様式不問で『安全衛生教育実施記録』が必ずしも必要ではないところ、「記録はあるか。」との問が不明瞭であったため、誤解による回答があったことが確認された。

対応 何らかの形で安全衛生教育を実施したことを示せる証拠書類を整備する必要がある。

③ 就業制限（一部特定作業に関して義務）

技能実習を受け入れている企業のうち、一部企業で、「業務に必要な免許の取得や技能講習の修了などの所要の措置をとっていない。」との回答があったが、これらは、免許の取得等が必要な作業がない場合の回答となっている。

④ 改善指導（義務）

技能実習を受け入れている企業のうち、1社から「講習期間中に業務に従事させたことが判明したため、実習計画の認定取り消しを受けた」との回答があった。それ以外は、「対象期間中に労働基準監督署及び入国管理局により送検・不正行為・監督指導などを受けた。」との回答があったが、これらは全てに当局の指導に基づき「是正済」との回答であった。

II. 取引適正化関係

① 歩引き取引の廃止

回答があった企業のうち「未実施」は、発注側 20（前回 20）%、受注側 33（前回 34）%であった。

「未実施」については、「歩引き取引自体を行っていないことから協議を行っていない。」ことが含まれていると想定される。

② 契約書等の書面化

回答があった企業のうち「未実施」は、発注側 14（前回 14）%、受注側 21（前回 21）%であった。

③ 口頭での要請の廃止など

回答があった企業のうち「未実施」は、発注側 12（前回 12）%、受注側 19（前回 19）%であった。

④ 労務費上昇による取引対価の見直し

回答があった企業のうち「未実施」は、発注側 9（前回 9）%、受注側 19（前回 19）%であった。

対応 ①～④：未実施企業に対して取り組んでいただくよう引き続き働きかける。

III. サプライチェーン関係

① 発注先企業に対して、最終発注先に至るまでのサプライチェーンにおいて、法令遵守しているか直接もしくは間接的に確認又は保証を求めているか

回答があった企業のうち「未実施」は、37（前回 39）%であった。

対応 未実施企業に今後取り組んでいただくよう引き続き働きかける。

② 対象期間中に発注企業先で法令違反などの問題が発覚したことはあるか、あった時にどのような対応をとったか

回答があった企業のうち、「是正勧告」が 21（前回 28）%が、「取引停止」が 6（前回 6）%、「その他」が 73（前回 66）%であった。

「その他」については、「対象期間中に発注先企業で法令違反等の問題が発覚したことがない。」が含まれている。

対応 発注先企業で問題が発覚していないか再度確認を行ない、発覚をした場合は放置せずに速やかに「是正勧告」、「取引停止」の措置を取るよう引き続き働きかける。

IV. 構成員団体による取組 (件数)

① 講習会・説明会などを実施した

実施：12 (前回11)、未実施：19 (前回17)

② 技能実習の実施状況について報告を受け、必要に応じて巡回指導・監査などを行った

実施：13 (前回13)、未実施：18 (前回15)

③ 技能実習生を支援する体制を整備している

実施：8 (前回7)、未実施：23 (前回21)

対応 ①～②については、「技能実習適正化推進委員会」もしくはこれに準ずる会合で対応していく。また、③については、未実施団体（模索中を含む）は会員から要請があれば応じることが出来る体制を整えていくことが望ましい。

V. 第1回アンケートのフォローアップ

事業協議会決定の会員企業からの取引先への周知状況：7,299社

前回 5,048社

対応 引き続き、取引先への周知に努める。